

令和4年度 学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止に対する学校の基本理念

(1) 目的

本校では、いじめは「いつでも、どこでも、だれにでも存在する。」ことを念頭に置いた全職員による共通理解のもと、指導を行うことを約束する。いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

そこで、学校・家庭・地域社会が連携していじめ問題を克服するために、国の「いじめ防止対策推進法」、「千葉県いじめ防止対策推進条例」をもとに「学校いじめ防止基本方針」を定める。

(2) 目標

いじめは、すべての児童に関わる問題である。いじめの防止等の対策は、すべての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に意欲的に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめをなくすことを目標に行う。また、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分理解できるようにすることを旨としなければならない。いじめ防止の方針及びそのための対策の基本となる事項を定める。

(3) いじめの定義

「いじめ」とは児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法第2条第1項より)

《具体的ないじめの態様》

- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・悪口や嫌なことを言われる、からかわれる
- ・ぶつかられたり、叩かれたりする
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをさせられる
- ・パソコンや携帯電話等で、個人情報や載せられたり、誹謗中傷をされたりする 等

2 いじめ防止対策組織

(1) 名称 「いじめ防止対策委員会」

(2) 委員

ア：校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、ブロック主任、養護教諭
特別支援教育コーディネーター

イ：アの委員、外部専門家（SC）、地域住民代表（地区児童民生委員）
保護者代表（PTA会長）、警察関係（豊里駐在）、当該児童の担任 等

(3) 委員会の開催

- ① 定例委員会（アの委員） 毎月（職員会議内）、いじめアンケート（心のアンケート）をもとに情報を共有する。
- ② 拡大委員会（イの委員） いじめ重大事態が発覚した際に開催。

(4) 活動内容

- ① いじめ防止についての方針及び年間活動計画の作成をし、実行、検証、修正を行う。
- ② いじめの早期発見のため、相談・通報を受け付ける窓口を設置する。
- ③ いじめに関する情報の収集及び共有する。
- ④ いじめの状況及び対策について、家庭や地域に情報提供するとともに、学校・家庭・地域への連携・協働による取組の推進を図る。
- ⑤ いじめの疑いに係る情報があったときの緊急会議を開き、調査や面談を行い、情報の迅速な共有、児童への事実関係の聴取、被害児童への支援・加害児童への指導体制・対応方針の決定と保護者との連携を図る。

3 年間計画（予定）

月	内 容
4月	◇職員会議（いじめ防止基本方針の提示） ◇家庭確認・面談（情報の収集） ◇SOSの出し方教育 ◇心のアンケート①
5月	◇校内研修（いじめ防止対策について） ◇全校集会（いじめについて、いじめアンケート、相談箱と相談窓口の周知） ◇学級活動（いじめについて） ◇心のアンケート②
6月	◇教育相談週間① ◇教育相談アンケート①（兼：心のアンケート③） ◇学校だより（いじめ対応について、保護者に周知） ◇いのちを大切にするキャンペーン
7月	◇いのちの集会（保護者と連携して） ◇個人面談（情報の収集） ◇保護者会（いじめ防止の方針、情報収集） ◇授業参観（道徳の授業の公開） ◇心のアンケート④ ◇学校評価（自己評価による取組の見直し）
9月	◇心のアンケート⑤（夏休み中） ◇心のアンケート⑥
10月	◇校内研修（いじめ対策） ◇心のアンケート⑦
11月	◇教育相談週間② ◇教育相談アンケート②（兼：心のアンケート⑧）
12月	◇心のアンケート⑨ ◇保護者会（情報の収集） ◇いじめ撲滅キャンペーン（集会、標語、ポスター） ◇学校評価（自己評価による取組の見直し）
1月	◇心のアンケート⑩ ◇情報モラル教室
2月	◇心のアンケート⑪ ◇学校いじめ防止基本方針の見直し
3月	◇心のアンケート⑫ ◇保護者会（情報の収集）

4 いじめ防止対策の推進（3つの視点）

（1）いじめ防止の視点

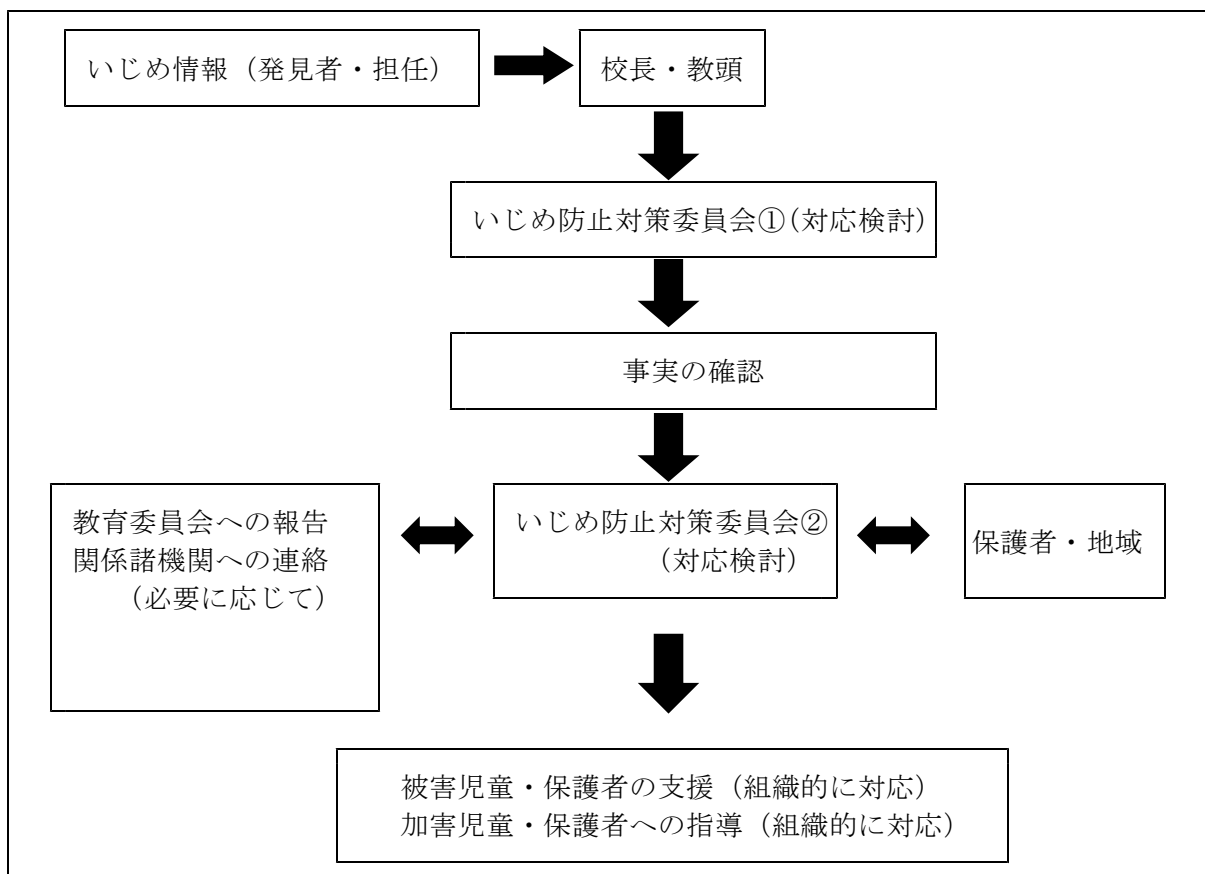
- ① 全校集会や「いのちを大切にするキャンペーン」「いじめ撲滅キャンペーン」の実施、道徳教育の映像教材の活用をとおして、児童がいじめの問題について主体的に考え、「いじめは絶対に許されない」と認識できるようにする。
- ② 「豊かな人間関係づくり実践プログラム」の実践をとおして、児童が互いに良好な関係を築く力を身に付けさせる。
- ③ 生徒指導の機能を生かした教育活動を推進し、ルールに守られた学級づくりをする。
- ④ 1年生を迎える会、6年生を送る会や、生活目標に向けての取組の中に委員会の主体的な活動を取り入れることにより、積極的な生徒指導を推進する。
- ⑤ 基本的な生活習慣の徹底とほめる指導を推進する。
- ⑥ 学校がいじめ防止基本方針をHP、各種たよりで、保護者に周知するとともに、保護者への協力や家庭教育の役割についての理解を図っていく。

(2) いじめ早期発見の視点

- ① 年度始めに全職員でいじめの定義について具体的な例を挙げながら、共通理解を図る。
- ② 児童を複数の目で見えるための組織をつくる。(「低・高学年ブロック」単位での組織的な指導、異学年交流の推進)
- ③ 毎月「心のアンケート」を実施し、いじめの早期発見、いじめにつながる状況や内面の変化等に気づき、いじめを見逃すことがないように積極的な認知を行う。
- ④ 定期的な教育相談週間を実施したり、校内に相談箱を設置したりすることで、誰もがSOSを発信しやすい環境をつくるとともに、個に応じた期を逃さない相談活動を行う。
- ⑤ 毎朝の健康観察での児童の様子の変化に注視する。
- ⑥ 毎月(職員会議内)いじめ防止対策委員会を開催し、情報を共有する。

(3) いじめへの対処の視点

- ① いじめ情報の確認と報告(発見者→教頭→校長)
- ② いじめ防止対策委員会によるその後の方針・対策の決定
- ③ 速やかな事実確認及び保護者への連絡(情報共有と組織的対応)
- ④ 教育委員会への報告(事実と指導の方針)
- ⑤ いじめ防止対策委員会による事実の再確認とその後の方針・対策の決定
- ⑥ 状況に応じた拡大いじめ防止対策委員会の開催とその後の方針・対策の決定
- ⑦ 被害児童の支援(S.C、警察等関係諸機関の援助を含めて、安全の確保)
- ⑧ 加害児童、保護者への指導(管理職を含めて)
- ⑨ 指導力向上のための職員研修の充実



(4) 重大事態発生時の対応

- ① ただちに、銚子市教育委員会に事態発生について報告する。
- ② 銚子市教育委員会に報告後、いじめ重大事態を認知した場合の対応に従い調査、措置を行う。

5 留意事項

- ・職員の中で他を思いやり、互いの人格を尊重しながら協働できる職場風土の醸成。